



千葉看護学会会誌

JOURNAL OF CHIBA ACADEMY OF NURSING SCIENCE

VOL.29 NO.2 FEBRUARY 2024

第29巻第2号 令和6年2月

[原著]

子宮頸部前がん病変と診断された女性のスティグマプロセス

大塚 知子 眞嶋 朋子

同種造血幹細胞移植後サバイバーにおける
職場復帰から就労を継続する体験

若杉 歩 眞嶋 朋子

在宅で生活する青年期にある医療的ケア者の
日常生活の自立に向けた意思決定の経験

松浦めぐみ 石丸 美奈
鈴木 悟子 岩瀬 靖子

高齢者の過去の背景を活かした看護に関する
情報共有ツールの活用可能性の検証

伊東 (小笠原) 真理

幼児期にある早産児をもつ親の子どもの生活や
発達上の気付きと対処

酒井 佳織 中村 伸枝
佐藤 奈保

在日中国人看護師の看護実践能力の課題

JIANG DAN 北池 正

夜勤・交代制勤務に従事する看護師の疲労と対処

永田亜希子 池崎 澄江

一般病棟看護師に対する「豊かな存在としての高齢者のあり様」に
着目したリフレクシオンシートの有用性の検討

近藤 絵美 正木 治恵

自然災害を経験した市町村保健師の災害時保健活動経験に対する
肯定的意味づけを促す外傷後成長指標の作成

井口 紗織

[実践報告]

訪問看護ステーションに勤務する摂食・嚥下障害看護認定看護師の介入
—在宅療養高齢者の摂食・嚥下機能が回復した成功事例からの検討—

前川 一恵 森崎 直子

[千葉看護学会第29回学術集会報告]

会長講演

学びあい、育ちあう看護職
—看護実践の知の共有を通して—

河部 房子

教育講演

組織が変わる対話の実践

宇田川 元 一

—ナラティブ・アプローチの活用—

理事会企画

実践を変える知識の構築：研究と実践のギャップを狭める試み

和 泉 成 子

シンポジウム報告

看護のところが共有できる現場づくり

—人を育てるための組織とは—

発表演題一覧（示説・交流集会）

[2023年度総会報告]

2023年度千葉看護学会総会議事録

千葉看護学会会則

千葉看護学会会誌投稿規程

千葉看護学会会誌専任査読者一覧・編集後記

編 集 委 員 会

Original Articles

THE STIGMA PROCESS EXPERIENCED BY WOMEN DIAGNOSED WITH CERVICAL PRECANCEROUS LESIONS	Tomoko Otsuka Tomoko Majima
EXPERIENCES OF SURVIVORS OF ALLOGENEIC HEMATOPOIETIC STEM CELL TRANSPLANTATION WHO HAVE RETURNED TO WORK	Ayumi Wakasugi Tomoko Majima
DECISION-MAKING EXPERIENCES FOR INDEPENDENCE IN DAILY LIVES OF ADOLESCENTS REQUIRING MEDICAL CARE AT HOME	Megumi Matsuura Mina Ishimaru Satoko Suzuki Seiko Iwase
VERIFYING THE POSSIBILITY OF UTILIZING AN INFORMATION SHARING TOOL FOR NURSING MAKING USE OF THE HISTORY OF OLDER PEOPLE	Mari Ito-Ogasawara
PARENT' OF PRETERM INFANTS IN EARLY CHILDHOOD ANXIETY AND COPING REGARDING THEIR CHILDREN'S LIVES AND DEVELOPMENT	Kaori Sakai Nobue Nakamura Naho Sato
ISSUES IN NURSING PRACTICE COMPETENCE OF CHINESE NURSES IN JAPAN	DAN JIANG Tadashi Kitaike
FATIGUE AND COPING MECHANISMS OF NURSES ENGAGED IN NIGHT AND ROTATING SHIFTS	Akiko Nagata Sumie Ikezaki
EFFECTIVENESS OF A REFLECTION SHEET FOR GENERAL WARD NURSES FOCUSING ON OLDER ADULTS AS MORE-BEING	Emi Kondo Harue Masaki
CREATION OF A POSTTRAUMATIC GROWTH INDICATOR TO PROMOTE POSITIVE MEANING TO DISASTER HEALTH ACTIVITIES FOR MUNICIPAL PUBLIC HEALTH NURSES WHO HAVE EXPERIENCED NATURAL DISASTERS	Saori Iguchi

Research Report

INTERVENTION BY CERTIFIED NURSES IN DYSPHAGIA NURSING WHO WERE WORKING AT A VISITING NURSING STATION: SUCCESSFUL CASES OF IMPROVING THE SWALLOWING FUNCTION OF FRAIL OLDER ADULTS	Kazue Maekawa Naoko Morisaki
---	---------------------------------

The 29th Academic Conference

Chairperson Lecture
Education Lecture
Joint Educational Lecture with Board of Directors
Symposium Report
Poster Session

Proceedings of the Society



千葉看護学会会則

第一章 総則

- 第1条 本会は、千葉看護学会（Chiba Academy of Nursing Science）と称す。
- 第2条 本会の事務局を千葉大学看護学部に置く。
- 第3条 本会は看護学の発展と会員相互の学術的研鑽をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は第3条目的を達成するための次の事業を行う。
- 一 学術集会の開催
 - 二 総会の開催
 - 三 学会誌の発行
 - 四 その他本会の目的達成に必要な事業

第二章 会員

- 第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する看護学を研究する者で、理事会の承認を得た者をいう。
- 第6条 本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。
- 第7条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。
- 一 退会
 - 二 会費の滞納（2年間）
 - 三 死亡または失踪宣言
 - 四 除名
- 2 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。
- 3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員は、評議員会の議を経て理事長が除名することができる。
- 第8条 名誉会員は、看護学の発展と会員相互の学術的研鑽に多大に寄与した者を、理事長が推薦し、理事会、評議員会の議を経て、総会で承認する。
- 2 名誉会員は、評議員会に出席し意見を述べることができる。
 - 3 名誉会員は、会費の納入を必要としない。

第三章 役員・評議員および学術集会会長

- 第9条 本会に次の役員をおき、その任期は3年とし再任を妨げない。但し、引き続き6年を超えて在任することはない。
- 一 理事長 1名
 - 二 副理事長 1名
 - 三 理事 10名程度（理事長 副理事長を含む）
 - 四 監事 2名
- 第10条 役員を選出は次のとおりとする。
- 一 理事長は、理事の互選により選出し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
 - 二 副理事長は理事の中から理事長が指名し、評議員会の議を経て総会の承認を得る。
 - 三 理事および監事は、評議員会で評議員の中から選出し総会の承認を得る。
 - 四 理事長は、会員の中から指名理事3名以内を指名することができる。指名理事は、総会の承認を得る。

第11条 役員は次の職務を行う。

- 一 理事長は、本会を代表し会務を統括する。
- 二 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。
- 三 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 四 監事は、本会の事業および会計を監査する。

第12条 本会に評議員を置く。評議員の定数及び選出方法は別に定める。

第13条 評議員の任期は、3年とし再任を妨げない。但し、引き続き6年を超えて在任することはできない。

2 評議員が辞任した時は、評議員選挙における次点者が、在任期間その任に当たるものとする。

第14条 評議員は評議会を組織し、この会則に定める事項のほか理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項を審議する。

第15条 本会に学術集會会長を置く。

第16条 学術集會会長は、評議員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。

第17条 学術集會会長の任期は、1年とし再任は認めない。

第18条 学術集會会長は、学術集會を主宰する。

第四章 会議

第19条 本会に次の会議を置く。

- 一 理事会
- 二 評議員会
- 三 総会

第20条 理事会は、理事長が召集しその議長となる。

2 理事会は、毎年1回以上開催する。但し、理事の3分の1以上から請求があったときは、理事長は、臨時に理事会を開催しなければならない。

3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立とする。

第21条 評議員会は、理事長が召集しその議長となる。

2 評議員会は毎年1回開催する。但し、評議員の3分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたととき理事長は、臨時に評議員会を開催しなければならない。

3 評議員会は評議員の過半数の出席をもって成立とする。

第22条 総会は、理事長が召集し、学術集會会長が議長となる。

2 総会は、毎年1回開催する。但し、会員の5分の1以上から請求があったときおよび理事会が必要と認めたととき理事長は、臨時に総会を開催しなければならない。

3 総会は、会員の10分の1以上の出席または委任状をもって成立とする。

第23条 総会は、この会則に定める事項のほか次の事項を議決する。

- 一 事業計画および収支予算
- 二 事業報告および収支決算
- 三 その他理事会が必要と認めたと事項

第24条 総会における議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第五章 学術集會

第25条 学術集會は、毎年1回開催する。

第26条 学術集會会長は、学術集會の運営および演題の選定について審議するため、学術集會企画委員を委嘱し、委員会を組織する。

第六章 各種委員会

第27条 本会は、本会の事業を推進するために、各種委員会を設置する。

2 各種委員会規定については、理事会で別に定める。

第七章 会計

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第八章 会則の変更

第29条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

2 前項の承認は、第23条の規定にかかわらず出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第九章 雑則

第30条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則 この会則は、平成6年6月25日から施行する。

この会則は、平成11年9月18日から施行する。

この会則は、平成19年9月22日から施行する。

この会則は、平成28年9月10日から施行する。

千葉看護学会会誌投稿規程

1. 学会誌の趣旨

設立理念である「実践と研究の往還」の共有のもと、看護学の基盤をより豊かにかつ強固にしていくための研究、現実の諸問題を解決するための実践的研究を発信する学術誌である。学会誌の発行を通して、会員相互の学術的研鑽を図り、看護学の発展に寄与する。

2. 投稿者

投稿者は、共著者を含め全員が千葉看護学会の会員とする。投稿の際、全員の会員番号を明記する。但し、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りでない。

共著者は、投稿された論文に重要な知的貢献をした者であり、全著者が内容について承諾していることとする。

3. 論文の種類

1) 論文の種類は、総説、原著、実践報告、その他であり、それぞれの内容は下記の通りである。

【総説】：看護学の特定のテーマについて多面的に国内外の知見を収集し、当該テーマについて総合的に学術的状況を概説し、論理的に課題を明示したもの。

【原著】：独創的で新たな知見が論理的に示されており、看護学の知識として意義の高いもの。研究論文の要件を満たし、実践と研究の往還を具現化する完成度のある論文。

【実践報告】：看護学の発展に寄与すると認められる独創的な実践（教育を含む）について内容・方法および効果を質的、量的データをもとに検証し、学術的意義を明示した論文。

【その他】：看護学あるいは看護学の研究に対する意見、提言等で編集委員会が適当と認めたもの。

2) 論文の種類別の制限枚数（図表、引用文献を含む。抄録は除く）は、下記の通りである。

論文の種類	和文	英文
総説	6頁 (13,500字)	5頁 (4,750語)
原著	7頁 (15,750字)	6頁 (5,700語)
実践報告	7頁 (15,750字)	6頁 (5,700語)
その他	2頁 (4,500字)	1頁 (950語)

3) 論文の内容は、未発表のものに限る。

4) 総説、原著、実践報告は、和文抄録（600字程度）、英文抄録（250語程度）をつける。

4. 原稿作成上の留意点

1) 文字は、平かな、口語体、新かなづかいとし、句読点を明確に記す。

2) 1桁の数字は全角入力、2桁以上の数字は半角入力、欧文の大文字・小文字は半角入力とする。

3) 文中の欧語は、原則として頭文字を小文字とする。ただし、文頭の外国語、人名、ドイツ語名詞、商品名の頭文字は大文字とする。

4) 文献は、引用・参考文献の別に、以下のように提示する。

【雑誌】は、著者名：論文題名、雑誌名、巻（号）：頁－頁、西暦年.の順に示す。共著者は3名まで表記する。

【単行書】は、著者名：書名（監修者名）、版、出版社名、西暦年.の順に示す。

【WEBサイト】からの引用は、URLの後に検索日を括弧でくくって示す。

5) 引用文献は、本文中の引用順に番号を付し、年号の前に引用頁を示す。参考文献は、50音順またはアルファベット順に番号をつけて示す。雑誌名は、Indexmedicusまたは慣用略称を用いる。

6) 単位は、m、cm、pm、ml等と表示する。一般的でない略語は、論文の初出のところで正式用語とともに提示してから用いる。

5. 投稿方法

1) 投稿原稿の様式等

・和文及び英文とする。

・和文の場合は、A4用紙縦、ワードプロセッサを使用し、2段組み、1頁は2,250文字（25字×45行×2段=2,250字）の横書きとする。

・英文の場合は、A4縦、2段組、60行で1頁900～950語程度とする。

・原稿ファイルは、論文原稿、図、表に分けて作成する。

・論文原稿には、氏名、標題、抄録は入れず、最後に、文字数（スペースを含める）を示す。頁ごとに行番号を付す。

・論文原稿内に所属・氏名等、投稿者を特定できる標記がある場合にはマスキングする。

・和文抄録、英文抄録は、直接、投稿システムに入力する。

・謝辞、助成、利益相反等に関する内容は、論文原

稿の中に入れる。

- ・ 図表の幅は、2段組の一段分（半幅）または二段分（全幅）のいずれかとする。論文原稿内に、著者が挿入する部分を示す。
- 2) 投稿は、電子投稿査読システムで行う。事前にシステムのユーザー登録をしておく。
 - 3) 投稿時は、学会ホームページ及び電子投稿査読システムに示されている投稿論文チェックリストをダウンロードし、原稿の点検確認を行う。
 - 4) 利益相反（COI）の申告について、著者全員分のCOI状態を様式2に基づき作成し、電子投稿査読システムにアップロードする。
 - 5) 研究倫理
 - ・ 投稿論文の内容は、国の内外を問わず他の学術雑誌にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。二重投稿は禁止する。ただし、大学の学士論文・修士論文・博士論文、科学研究費報告書、事業報告書、学会・研究会の抄録集を論文として発表した研究を論文として投稿した場合は、二重投稿とはみなさない。
 - ・ 人を対象とする研究を実施する際には、世界医師会ヘルシンキ宣言に従い、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等該当する国内の指針・法令を遵守して実施する。なお、投稿の際には「千葉看護学会研究論文投稿に関する不正行為防止のためのガイドライン」を確認する。
 - 6) 電子投稿査読システムの指示に従って、以下を入力する。

論文種別、標題（和文・英文）、著者情報（全著者の姓名、所属先名、メールアドレス）、抄録、英文キーワード（3～4個）、追加著者情報（共著者

を含めた全著者の会員番号）。

- 7) 原稿等のファイルをアップロードする。

6. 論文の採否と掲載順

論文の採否と掲載順は、査読を経て、編集委員会において決定する。一旦投稿した原稿は、返却しない。

なお、採用された原稿については、掲載予定証明書の発行ができる。

7. 校正

著者校正は、初校のみとする。校正時の新たな加筆は認めない。

8. 著作権

著作権は本学会に帰属する。掲載後は本学会の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。最終原稿提出時、編集委員会より提示される著作権譲渡同意書に著者全員が自筆署名し、論文とともに送付すること。

なお、著者が開発した尺度開発に関する研究の場合は、論文採択後に尺度使用の可否および尺度使用が可の場合の手続き方法を論文に記載する。

9. 掲載料

掲載料は無料とする。別刷りは全て著者負担とする。

10. 最終原稿送付先及び問い合わせ先

最終原稿送付および問い合わせ先は、下記とする。

〒260-8672 千葉市中央区亥鼻1-8-1
千葉大学大学院看護学研究院内
千葉看護学会編集委員会事務局

附 則

本規程の改正は、平成27年2月11日より施行する。

本規程の改正は、令和4年3月1日より施行する。

本規程の改正は、令和5年12月20日より施行する。

千葉看護学会会誌専任査読者一覧

青柳 寿 弥	秋 元 典 子	阿 部 恭 子	雨 宮 有 子
雨 宮 歩	荒 木 暁 子	飯 野 理 恵	池 田 清 子
石 井 邦 子	石 川 かおり	石 川 志 麻	石 川 麻 衣
石 橋 みゆき	石 丸 美 奈	石 村 佳代子	市 原 真 穂
井 手 知恵子	井 出 成 美	伊 藤 道 子	糸 川 紅 子
岩 瀬 靖 子	岩 田 尚 子	上 野 ま り	牛 尾 裕 子
内 海 香 子	遠 藤 淑 美	大 石 ふみ子	大 澤 真奈美
大 原 千 園	大 平 光 子	緒 方 久美子	岡 田 忍
岡 本 明 美	小 川 純 子	小 野 幸 子	春 日 広 美
金 子 仁 子	河 井 伸 子	川 城 由紀子	河 原 宣 子
河 部 房 子	菅 野 久 美	北 池 正	北 山 三津子
工 藤 美 子	黒 田 久美子	黒 田 寿美恵	小 坂 美智代
小 西 美ゆき	小 林 成 光	小 原 泉	小 宮 浩 美
小 室 佳 文	近 藤 真紀子	斉 藤 しのぶ	酒 井 郁 子
櫻 井 智穂子	櫻 井 美 和	定 廣 和香子	佐 藤 奈 保
佐 藤 紀 子	佐 藤 正 美	佐 藤 まゆみ	佐 野 元 洋
澤 田 いずみ	嶋 澤 順 子	島 田 広 美	島 村 敦 子
清 水 安 子	塩 飽 仁	杉 田 由加里	鈴 木 啓 子
鈴 木 悟 子	鈴 木 美 和	竹 内 幸 江	田 所 良 之
田 中 美延里	田 中 裕 二	谷 本 真理子	田 村 須賀子
塚 本 友 栄	辻 村 真由子	鳥 田 美紀代	仲 井 あ や
長 坂 育 代	中水流 彩	長 畑 多 代	中 村 伸 枝
中 村 康 香	中 山 登志子	新 村 順 子	西 野 郁 子
二 宮 啓 子	野 崎 章 子	野 本 百合子	長谷川 ともみ
姫 野 雄 太	平 塚 克 洋	藤 田 美 江	古 谷 佳由理
星 野 美 穂	細 谷 紀 子	本 田 彰 子	前 原 邦 江
眞 嶋 朋 子	増 島 麻里子	松 下 光 子	丸 谷 美 紀
丸 山 優	水 野 照 美	宮 崎 美砂子	宮 芝 智 子
森 本 悦 子	安 田 貴恵子	山 下 裕 紀	山 田 洋 子
山 本 武 志	山 本 裕 子	湯 浅 美千代	湯 本 晶 代
横 山 京 子	吉 沢 豊予子	米 山 奈奈子	両 羽 美穂子
和 住 淑 子	渡 邊 美 和		

(敬称略, 五十音順)

編集後記

この度の29巻2号におきましては、会員の皆様よりたくさんの投稿をいただき、9つの原著論文ならびに1つの実践報告を収載いたしまして、看護の知の集積としてお届けいたします。投稿いただきました皆様、丁寧に点検ならびにご助言等をいただきました査読者の皆様のご協力に感謝いたします。

本号の収載論文の焦点は、概観しますと、障害あるいはなんらかの困難に直面する人々の生きることや生活のあり様の記述、そして一方ではこれらの人々への看護ケアにあたる多様な看護師、保健師など看護職の職務上のスキル向上に加え、生活者としての看護職者自身の対処や成長等と、広範囲かつ多層的な構成となっております。前者の人々の経験や生活のあり様の知見の積み重ねが、後者の看護実践の向上につながるという研究の往還とともに、生活者を支える看護専門家もまた生活者であるという多重のスパイラルあるいはメビウスの帯構造が、本号の収載論文から見て取れます。換言すれば、こうした看護学の特性の一端を本千葉看護学会会誌がキャッチできているのだとも解釈できます。

COVID-19緊急事態は終了し、世の中はまた違った複雑さを呈し、看護職者もそうでない人々も、新たな複雑な困難に直面しながらの日々の生活であることが推測されます。本号の論文の知見が、看護学ならびに看護実践の向上、ひいては人々の困難の解消やさらなる健康のために活用されることと期待しております。

(編集委員 野崎章子)

編集委員

委員長 眞嶋朋子

委員 石川かおり 岡田忍 黒田寿美恵

斉藤しのぶ 佐藤奈保 佐野元洋

杉田由加里 谷本真理子 中村伸枝

野崎章子 森本悦子

(敬称略, 五十音順)

千葉看護学会会誌に掲載された論文等の著作権は千葉看護学会に帰属する

千葉看護学会会誌

第29巻第2号

令和6年2月29日発行

発行所 千葉看護学会

〒260-8672 千葉市中央区亥鼻1-8-1

千葉大学大学院看護学研究院内

千葉看護学会編集委員会事務局

TEL 043-226-2420

代表者 増島麻里子

印刷所 株式会社正文社

〒260-0001 千葉市中央区都町1-10-6

TEL 043-233-2235 FAX 043-231-5562
